

(令和5年2月20日提出)

令和5年2月議会定例会議案  
(令和4年度分)

新 潟 市



## 令和5年2月議会定例会議案（令和4年度分）

### 目 次

議案第127号	令和4年度新潟市一般会計補正予算・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第128号	令和4年度新潟市国民健康保険事業会計補正予算・・・・・・・・	12
議案第129号	令和4年度新潟市中央卸売市場事業会計補正予算・・・・・・・・	16
議案第130号	令和4年度新潟市土地取得事業会計補正予算・・・・・・・・・・	19
議案第131号	令和4年度新潟市公債管理事業会計補正予算・・・・・・・・・・	21
議案第132号	令和4年度新潟市後期高齢者医療事業会計補正予算・・・・・・・・	24
議案第133号	令和4年度新潟市水道事業会計補正予算・・・・・・・・・・・・・	26
議案第134号	令和4年度新潟市病院事業会計補正予算・・・・・・・・・・・・・	27
議案第135号	新潟市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について・・	28
議案第136号	新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一 部改正につ いて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
議案第137号	新潟市急患診療センター条例の一部改正について・・・・・・・・	42
議案第138号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44



議案第127号

**令和4年度新潟市一般会計補正予算（第10号）**

令和4年度新潟市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,536,512千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ436,042,300千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加、変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加、変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和5年2月20日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 地方消費税交付金		19,250,211	818,477	20,068,688
	1 地方消費税交付金	19,250,211	818,477	20,068,688
17 分担金及び負担金		770,443	4,800	775,243
	1 分担金	120,529	4,800	125,329
19 国庫支出金		92,538,671	2,931,031	95,469,702
	1 国庫負担金	56,639,003	1,725,249	58,364,252
	2 国庫補助金	35,581,726	1,205,782	36,787,508
20 県支出金		21,655,163	2,284,297	23,939,460
	1 県負担金	14,180,045	642,011	14,822,056
	2 県補助金	5,363,017	1,642,286	7,005,303
21 財産収入		1,288,203	529,731	1,817,934
	2 財産売払収入	1,077,917	529,731	1,607,648
22 寄附金		733,400	126,000	859,400
	1 寄附金	733,400	126,000	859,400
23 繰入金		456,673	2,622,189	3,078,862
	1 基金繰入金	456,673	2,163,301	2,619,974
	2 他会計繰入金		458,888	458,888
24 繰越金		6,785,993	119,170	6,905,163
	1 繰越金	6,785,993	119,170	6,905,163
25 諸収入		20,235,926	247,117	20,483,043
	3 受託事業収入	247,217	26,000	273,217
	5 雑入	1,404,921	221,117	1,626,038
26 市債		36,608,200	1,853,700	38,461,900

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 市債	36,608,200	1,853,700	38,461,900
歳入	合計	424,505,788	11,536,512	436,042,300

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		43,810,113	906,030	44,716,143
	1 総務管理費	37,553,492	941,030	38,494,522
	2 徴税費	3,264,936	△ 35,000	3,229,936
3 民生費		135,064,965	3,723,565	138,788,530
	2 児童福祉費	47,901,458	1,886,934	49,788,392
	3 障がい福祉費	23,974,970	1,898,061	25,873,031
	5 老人福祉費	27,238,337	△ 61,430	27,176,907
4 衛生費		41,536,915	208,474	41,745,389
	1 保健衛生費	30,646,418	208,474	30,854,892
6 農林水産業費		7,015,412	1,845,720	8,861,132
	1 農業費	3,553,077	1,445,420	4,998,497
	2 農地費	3,065,224	370,300	3,435,524
	3 水産業費	397,111	30,000	427,111
7 商工費		13,896,596	△ 235,000	13,661,596
	1 商業費	11,743,661	3,000	11,746,661
	2 工業費	2,152,935	△ 238,000	1,914,935
8 土木費		52,658,800	5,423,800	58,082,600
	2 道路橋りょう費	22,877,926	5,403,900	28,281,826
	3 港湾空港費	615,832	40,300	656,132
	4 都市計画費	23,847,797	△ 20,400	23,827,397
10 教育費		60,958,572	△ 109,500	60,849,072
	1 教育総務費	10,061,054	△ 109,500	9,951,554
11 公債費		48,428,852	△ 226,577	48,202,275



款	項	補正前の額	補正額	計
	1 公債費	48,428,852	△ 226,577	48,202,275
歳	出	424,505,788	11,536,512	436,042,300
	合			
	計			

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額	
2 総務費	1 総務管理費	北区役所新庁舎外構整備事業	55,000	
		公共施設修繕事業	12,254	
		旧齋藤氏別邸庭園保存整備事業	15,169	
		亀田総合体育館屋外排水設備改修事業	10,000	
3 民生費	2 児童福祉費	こどもの安心・安全対策支援事業	256,305	
		民設放課後児童クラブICT化推進事業	8,500	
		児童相談所庁舎整備改修事業	43,500	
	3 障がい福祉費	こどもの安心・安全対策支援事業	9,814	
		障がい福祉施設整備事業	257,050	
	4 生活保護費	生活保護システム等更新事業	31,227	
	5 老人福祉費	特別養護老人ホーム整備事業	916,416	
		養護老人ホーム整備事業	312,000	
		グループホーム整備事業	102,480	
		小規模多機能型居宅介護事業所整備事業	135,480	
	4 衛生費	1 保健衛生費	急患診療センター感染症検査診療室等整備事業	51,812
			自家消費型風力発電施設撤去事業	11,000
6 農林水産業費	1 農業費	化学肥料低減・有機質肥料活用促進事業	1,885	
		元気な農業応援事業	75,804	
		強い農業づくり交付金事業	1,502,058	
	2 農地費	県営土地改良事業費負担金	358,300	
		農業水利施設ストックマネジメント事業費補助金	3,600	
		水利施設管理強化事業	944	
	3 水産業費	漁港整備事業	276,152	

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路橋りょう事業	6,363,094
	4 都市計画費	(仮称) 上所駅整備事業	124,573
		バス利便性向上事業	14,627
		新潟駅南口西地区新潟都心地域優良建築物等整備事業	62,400
		土地区画整理事業助成金	31,000
		5 公園緑地費	公園緑地整備事業
		松くい虫防除事業	2,000
		なぎさのふれあい広場緑化事業	8,556
9 消防費	1 消防費	常備消防車両整備事業	250,400
10 教育費	1 教育総務費	こどもの安心・安全対策支援事業	4,500

## 2 変更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額	金額
4 衛生費	2 清掃費	廃棄物処理施設等管理運営費	35,500	71,800
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路橋りょう維持補修事業	947,400	1,959,400
	4 都市計画費	新潟駅周辺整備事業	510,000	5,684,023

第3表 債務負担行為補正

1 追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
(仮称) 上所駅整備事業	令和 5年度から 令和 7年度まで	1,910,000

第4表 地方債補正

1 追加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
障がい福祉施設整備事業費	85,600	普通貸借又は債券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

## 2 変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
老人福祉施設整備事業費	1,071,800	普通貸借	年5.0%以内	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に	1,093,200	普通貸借	年5.0%以内	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に
県営土地改良事業費負担金	343,100	又は債券	利率見直し方式で借り	元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法	682,600	又は債券	利率見直し方式で借り	元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法
漁港整備事業費	124,000	発行	入れる場合	により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により	151,000	発行	入れる場合	により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により
商工施設整備事業費	25,200	の地方公	金及び地方公共団体金	融機構資金	50,400	の地方公	金及び地方公共団体金	融機構資金
道路橋りょう整備事業費	11,133,700	共団体と	の共	同発行を含む。)	12,486,100	共団体と	の共	同発行を含む。)
都市計画施設整備事業費	153,300	の共	同発行を含む。)	の共	155,900	の共	同発行を含む。)	の共

議案第 1 2 8 号

**令和 4 年度新潟市国民健康保険事業会計補正予算（第 2 号）**

令和 4 年度新潟市の国民健康保険事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 9 1, 9 1 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 3, 8 2 7, 6 6 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

令和 5 年 2 月 2 0 日提出

新潟市長 中原 八一



第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰越金		1	491,910	491,911
	1 繰越金	1	491,910	491,911
歳入	合計	73,335,758	491,910	73,827,668

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 基金積立金		911	305,687	306,598
	1 基金積立金	911	305,687	306,598
6 諸支出金		90,000	186,223	276,223
	1 償還金及び還付加算金	90,000	186,223	276,223
歳 出	合 計	73,335,758	491,910	73,827,668

第2表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 総務費	1 総務管理費	国民健康保険料収納支援システム更新事業	5,399

議案第 1 2 9 号

**令和 4 年度新潟市中央卸売市場事業会計補正予算（第 3 号）**

令和 4 年度新潟市の中央卸売市場事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 5 8, 8 8 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 7 8 7, 6 4 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 2 0 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入		123,221	458,888	582,109
	2 財産売却収入		458,888	458,888
歳 入	合 計	1,328,756	458,888	1,787,644

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中央卸売市場費		471,900	458,888	930,788
	1 市場費	471,900	458,888	930,788
歳 出	合 計	1,328,756	458,888	1,787,644

議案第130号

**令和4年度新潟市土地取得事業会計補正予算（第1号）**

令和4年度新潟市の土地取得事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に

繰り越して使用することのできる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和5年2月20日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 土地取得事業費	1 事業費	一般国道116号新潟西道路用地先行取得事業費	21,400



議案第 1 3 1 号

**令和 4 年度新潟市公債管理事業会計補正予算（第 1 号）**

令和 4 年度新潟市の公債管理事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 1 4, 8 7 8 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 2, 1 1 5, 9 6 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 2 0 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		58,753,846	△ 226,577	58,527,269
	1 他会計繰入金	48,408,852	△ 226,577	48,182,275
3 財産収入			11,699	11,699
	1 財産運用収入		11,699	11,699
歳 入	合 計	82,330,846	△ 214,878	82,115,968

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債費		82,330,846	△ 214,878	82,115,968
	1 公債費	82,330,846	△ 214,878	82,115,968
歳 出	合 計	82,330,846	△ 214,878	82,115,968

議案第 1 3 2 号

**令和 4 年度新潟市後期高齢者医療事業会計補正予算（第 2 号）**

令和 4 年度新潟市の後期高齢者医療事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第 1 条 繰越明許費の追加は、「第 1 表 繰越明許費補正」による。

令和 5 年 2 月 2 0 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 繰越明許費補正

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 総務費	1 総務管理費	後期高齢者医療保険料徴収管理システム等更新事業	17,504

議案第133号

**令和4年度新潟市水道事業会計補正予算（第3号）**

（総則）

第1条 令和4年度新潟市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（継続費）

第2条 令和4年度新潟市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第5条に定めた巻取水場施設整備事業に係る継続費について、その総額及び年割額を次のように改める。

（単位 千円）

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1	1	巻取水場 施設整備 事業	773,300	令和4 年度	12,100	928,400	令和4 年度	12,100
				令和5 年度	520,300		令和5 年度	566,500
				令和6 年度	240,900		令和6 年度	349,800

（債務負担行為）

第3条 予算第6条に定めた浄水用薬品購入経費に係る債務負担行為について、その限度額を次のように改める。

（単位 千円）

事項	補正前	補正後
浄水用薬品購入経費	150,000	201,000

令和5年2月20日提出

新潟市長 中原 八一

議案第134号

**令和4年度新潟市病院事業会計補正予算（第4号）**

（総則）

第1条 令和4年度新潟市病院事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度新潟市病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 市民病院事業収益	26,642,702	223,064	26,865,766
第2項 医業外収益	3,890,615	223,064	4,113,679

支 出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 市民病院事業費用	27,788,286	223,064	28,011,350
第1項 医業費用	27,165,068	223,064	27,388,132

令和5年2月20日提出

新潟市長 中原 八一

議案第 135 号

### 新潟市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について

新潟市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 20 日提出

新潟市長 中原 八一

### 新潟市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

新潟市職員の特殊勤務手当支給条例（平成 18 年新潟市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 4 項に次の 2 号を加える。

(11) 家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 2 条に定める家畜伝染病

（特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものとして規則で定める家畜伝染病に限る。）のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に従事した場合

(12) 前号に規定する作業のうち、著しく危険であるものとして規則で定める作業に従事した場合

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 12 条第 4 項第 11 号の規定は、令和 5 年 1 月 1 日から適用する。



議案第136号

**新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について**

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年2月20日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例**

(新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第2条 新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第14条第2項」を「第13条及び第14条第2項」に改める。

第7条の2の次に次の2条を加える。

(児童福祉施設における安全計画の策定等)

第7条の3 児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及

び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(児童福祉施設における自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の4 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

- 2 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第13条を次のように改める。

(業務継続計画の策定等)

第13条 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための

計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条の2の見出しを削り、同条第1項中「以下」の次に「この条において」を加える。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

第81条に次の1項を加える。

- 10 第10条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（新潟市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年新潟市条例第62号）第2条に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。第87条第2項において同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに入所している障がい児を交流させるときは、障がい児の支援に支障がない場合に限り、障がい児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第87条に次の1項を加える。

- 2 第10条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに入所している障がい児を交流させるときは、障がい児の支援に支障がない場合に限り、障がい児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

附則第2条中「乳児4人以上を入所させる保育所に係る」を削り、「准看護師」の次に「（以下この条において「看護師等」という。）」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第3条 新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第78号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 9 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（新潟市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年新潟市条例第62号）第2条に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障がい児を交流させるときは、障がい児の支援に支障がない場合に限り、障がい児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第7条に次の1項を加える。

- 9 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障がい児を交流させるときは、障がい児の支援に支障がない場合に限り、障がい児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第41条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第41条の2 指定児童発達支援事業者は、障がい児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障がい児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障がい児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第41条の3 指定児童発達支援事業者は、障がい児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障がい児の移動のために自動車を運行するときは、障がい児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障がい児の所在を確実に把握することができる方法により、障がい児の所在を確認しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障がい児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障がい児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障がい児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定

める所在の確認（障がい児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第47条を次のように改める。

#### 第47条 削除

第56条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に入所している障がい児を交流させるときは、障がい児の支援に支障がない場合に限り、障がい児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第59条中「、第47条」を削る。

第63条に次の1項を加える。

- 4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に入所している障がい児を交流させるときは、障がい児の支援に支障がない場合に限り、障がい児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第81条の9及び第89条中「第39条の2」の次に「、第41条の2、第41条の3」を加える。

（新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第4条 新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第38条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第38条の2 指定福祉型障害児入所施設は、障がい児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障がい児等に対する施設外で

の活動、取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第38条の3 指定福祉型障害児入所施設は、障がい児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障がい児の移動のために自動車を運行するときは、障がい児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障がい児の所在を確実に把握することができる方法により、障がい児の所在を確認しなければならない。

第44条を次のように改める。

第44条 削除

（新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正）

第5条 新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年新潟市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

（新潟市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第6条 新潟市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年新潟市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）

を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限



る。)を行わなければならない。

第10条中「するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

#### 第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

第15条第1項中「第10条本文」を「第10条」に改める。

(新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第7条 新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年新潟市条例第63号)の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

らない。

- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

(新潟市認定こども園の認定要件等に関する条例の一部改正)

第8条 新潟市認定こども園の認定要件等に関する条例（平成30年新潟市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第15条の次に次の1条を加える。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第15条の2 認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。

2 認定こども園は、通園を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(子どもの自動車からの降車の際に限る。)を行わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定、第3条中第47条の改正規定及び第59条の改正規定、第4条中第44条の改正規定、第5条の規定、第6条中第13条の改正規定並びに附則第7項の規定は、公布の日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(以下「改正後の設備運営基準条例」という。)第7条の3(保育所に係るものを除く。)、第3条の規定による改正後の新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(以下「改正後の指定通所支援基準条例」という。)第41条の2、第4条の規定による改正後の新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第38条の2及び第7条の規定による改正後の新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の

基準に関する条例第6条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

3 改正後の設備運営基準条例第7条の4第2項の規定の適用については、保育所及び児童発達支援センターにおいて児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所及び児童発達支援センターは、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。

4 改正後の指定通所支援基準条例第41条の3第2項の規定の適用については、指定児童発達支援事業者において障がい児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障がい児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障がい児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障がい児の所在の確認を行わなければならない。

5 第6条の規定による改正後の新潟市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項におい

て「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

- 6 第8条の規定による改正後の新潟市認定こども園の認定要件等に関する条例第15条の2第2項の規定の適用については、認定こども園において通園を目的とした自動車を運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備えることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、通園を目的とした自動車を運行する認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。

(新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

- 7 新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(平成26年新潟市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「から第13条まで」を「、第12条」に改め、同項の表第13条の項を削る。

議案第 1 3 7 号

**新潟市急患診療センター条例の一部改正について**

新潟市急患診療センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 2 0 日 提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市急患診療センター条例の一部を改正する条例**

新潟市急患診療センター条例（平成 1 2 年新潟市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

整形外科	平日	午後 7 時から午後 3 時まで
	土曜日	午後 3 時から翌日午前 9 時まで
	日曜日、休日及び年末年始	午前 9 時から午後 3 時まで

を

」

「

整形外科	平日	午後 7 時から午後 1 0 時まで
	土曜日	午後 3 時から翌日午前 9 時まで
	日曜日、休日及び年末年始	午前 9 時から午後 1 0 時まで

に改める。

」

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和 3 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間において平日、日曜日、休日及び年末年始に行われた整形外科の診療は、改正後の別表第 1 に規定する診療時間に

行われたものとみなす。

議案第138号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年2月20日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市マンガ・アニメ情報館、新潟市マンガの家	新潟市中央区古町通二番町541番地	にいがたアニメ・マンガプロジェクト共同体	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで